

薬第418号の2
令和2年11月19日

各市町村長 様
(健康担当課)

岐阜県健康福祉部長

「知事指定薬物」の指定について

日頃から、県の薬務行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では県民の危険ドラッグによる健康被害を防止することを目的として、岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例を平成26年10月15日に施行し、同条例に基づき知事が随時指定薬物を指定しています。

今般、別添のとおり令和2年11月19日付けで新たに3物質を知事指定薬物に指定しましたのでお知らせします。

なお、過去に知事指定薬物に指定した112物質は、その後すべてが医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）に規定する指定薬物に指定されたため、知事指定薬物としての指定が失効しましたので、併せてご了承願います。

取 扱	岐阜県健康福祉部薬務水道課 薬事麻薬係		
係 長	松 尾	担 当	神 谷
電 話	058-272-1111(内2572)		
F A X	058-271-5731		